

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18530014
 研究課題名（和文） ADR 促進法と ADR 実践の構築：法と運用実践の相互構築過程の法社会学
 研究課題名（英文）

研究代表者

和田 仁孝（WADA YOSHITAKA）
 早稲田大学・法学大学院・教授
 研究者番号：80183127

研究成果の概要(和文):本研究では、ADR 運用プラクティスの構築にみる法の浸透と変容、北米モデルの異なる文化的・法環境的背景のもとでの浸透と変容、構築された ADR プラクティスの我が国における実践的有効性、という三つの課題を、ADR 促進法の施行前・施行後を通じた ADR 制度と運用の変容過程を実証的に明らかにした。研修では北米型を強調しつつも、実際の事案運用の中では、法や専門判断を適宜、組み込むことで現状に即した運用がなされている半面、そこで生じる規範的課題やリスクについての検討は今後の課題となっている状況であることも判明した。

研究成果の概要(英文): In this research, I examined the process of transformation of ADR practice during the period before and after introduction of ADR legislation focusing on three topics including 1) penetration and adaptation of law in the process of constituting ADR Practice, 2) introduction of North American facilitative mediation model and its influence and 3) validity of newly established practice model of Japanese ADR institutions. The result shows that although North American constitutes basic communication model in their practice, legal or another professional evaluation is effectively mobilized. This can be seen Japanese adaptation of North American model into Japanese settings. On the other hand the legal problems and risks in the mixture of different procedure is not yet settled.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,400,000	690,000	4,090,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：ADR メディエーション

紛争解決 司法書士 ADR法

1. 研究開始当初の背景

ADR 促進法が国会を通過し、司法制度改革の一環としての ADR の充実と整備が図られようとしている中、弁護士会に留まらず、各種士業団体は、ADR 促進法の影響下で、新たな ADR 機関の創設や運用のためのプラクティスの探求、研修プログラムの開発に取り組み始めているし、草の根型の ADR も、促進法への対応に努めようとしていた。それは、新たに制定された法が、制度やその制度のもとでのプラクティスの実態をどのように構成していくのか、また逆に、多様な社会的変数のもとで展開するプラクティスの現実の中で、法の本来想定された理念がどのように解釈され、再定義されることで適応化していくのかを観察する格好の機会であった。他方、北米のメディエーションを中心とする「対話と当事者の主体性」を重視する ADR プロセス・モデルが、その影響力を広げており、文化的背景の異なるモデルの我が国への適応という点でも、興味深いテーマであった。

2. 研究の目的

本研究は、ADR 運用プラクティスの構築にみる法の浸透と変容、北米モデルの異なる文化的・法環境的背景のもとでの浸透と変容、構築された ADR プラクティスの我が国における実践的有効性、という三つの課題を、ADR 促進法の施行前・施行後を通じた ADR 制度と運用の変容過程を実証的に観察することで、法社会的な理論構築と ADR をめぐる実践的提言の双方に貢献していこうとするものである。その際、ADR の機能を「法による解決」と定義する ADR 促進法と、北米流の自律的な対話型 ADR モデルという相容れない要素を持つ 2 つの理念の影響のもとで、各士業団体が専門性をどのように生かす形で ADR 運用を構築していくのか、そのプラクティス実態を導いた法環境的要因は何か、そしてその運用プラクティスは我が国において真に機能的であるのかを問題とする。

3. 研究の方法

(1) ADR促進法制定への反応と対応

司法制度改革の一環として取り組まれた ADR 促進法の制定をめぐっては、各士業団体が意見をのべ、またその内部で様々な議論や取り

組みがなされてきている。これを次の三段階に分け、資料収集、調査を行う。

1) ADR 促進法の骨格が明らかとなる以前に、これら各士業団体や NPO が想定したそれぞれの ADR 機関のあり方(目的、性格、手続きなど)をめぐる見解

2) ADR 促進法の制定過程で、それぞれの士業団体・NPO が見解を述べ、そのスタンスを示した時期の ADR のとらえ方

3) ADR 促進法の骨格が明らかとなり国会を通過して以降、各士業団体・NPO の取った対応とそこでの ADR 像の変容

(2) 北米 ADR モデルへの反応と対応

北米モデルの各士業団体・NPO の ADR 像や実践への影響の如何を、研究開始時点までの経過の中に探っていく作業を行う。平成 18 年度は、各士業団体・NPO が、このモデルの可能性をどのように認知し、それが ADR 促進法制定への動きの中でどのように変遷したかを検証していく。

(3) 司法制度改革の中での各士業をめぐる改革との関わりの検証

ADR 設置の際の対象となる紛争類型を各士業団体がどのように設定するか、また ADR 促進法の規定に見られる弁護士の関与・連携を実質的にどのような形で具体化していくか 2) 現実の ADR 運用の過程で専門能力に基づく知見をどのように生かすのか、具体的には、一方で弁護士法 72 条との関係で法的情報提供についていかなるスタンスを取るか、他方で当事者の自主性を最大限尊重する北米モデルとの関係で専門情報提供との緊張関係をどう処理するか、といった論点

(4) 北米における ADR 規制、手続ルールに関する調査

ADR が普及している北米において、ADR 手続をめぐる理念が、その手続規律や手続主宰者の能力要件にどのように反映されているかについて、資料を収集し、かつインタビュー調査を試みる。

4. 研究成果

ADR 法施行後、その認証を受けた ADR 期間が続々と誕生している状況を踏まえて、ADR 認証取得前後の各種機関での手続構造

の構成、手続実施者の養成研修プログラムの実施状況、設置後の活動の状況について、主としてヒアリングによるデータ収集を行った。その結果、司法書士会では、簡易裁判所事物管轄範囲内では訴訟代理権を持つことから、認証を得ずに、そのまま ADR を設置するパターン、弁護士会との協働により ADR を設置するパターン、報酬を一切取らず ADR を設置するパターンなど、ADR 法の規定との関係で多様なタイプの設置形態があることが確認できた。これは、必ずしも好ましい多様性ではなく、認証制度が一つのネックとなって、設置形態に制限があることの反映である。また土地家屋調査士会などは、そもそも弁護士との協働が前提されており、こちらは設置形態より、人材育成が課題であったが、そこでも弁護士と対話促進型手続運用のモデルとの間で、若干の緊張関係がある。

このほか、医療事故紛争解決領域での ADR 設立の動きについても確認した。東京の三弁護士会による医療 ADR の実態把握と、千葉での医師会、弁護士会、行政の協働による ADR 設置準備の動きについても検証してきた。

さらに比較のため、英国において、ADR サービスを提供する機関 2 カ所、および実際に手続実施者へのインタビュー調査も行い、比較対象の素材として活用した。

その結果、次のような点が確認された。第一に、司法書士会など職能団体の場合であっても、緩やかな統一性を持つにとどまり、各地設置機関の手続、構造については、単位会の ADR についての理念的姿勢の差異から生じる変異、弁護士会との政治的関係やスタンスから生じる変異などが見られることが確認された。たとえば、司法書士会では、簡易裁判所事物管轄範囲内では訴訟代理権を持つことから、認証を得ずに、そのまま ADR

を設置するパターン、弁護士会との協働により ADR を設置するパターン、報酬を ADR を設置するパターンなど、ADR 法の規定との関係で多様なタイプの設置形態があることが確認できた。これは、必ずしも好ましい多様性ではなく、認証制度が一つのネックとなって、設置形態に制限があることの反映である。また土地家屋調査士会でも弁護士と対話促進型手続運用のモデルとの間で、若干の緊張関係がある。

第二に、手続き次元でも、相談前置の体制を整えているところ、手続き内で法的情報教示などの機能も含まれているところなど多様である。

第三に、実際の機能面では、やはり必ずしも件数が多いわけではなく、各職能構成員の事故のクライアントの事案を持ち込むなどの利用形態も多くみられた。設置が直接には利用につながっていない実態がみられる。

第四に、医療事故紛争に関する ADR 設立の動きも進みつつあるが、東京の三弁護士会による医療 ADR の他、千葉での医師会・弁護士会・行政の協働による医療 ADR が医療領域で初めて認証を得、また岡山弁護士会が対話型モデルを前提とする医療 ADR を設立するなど、多様なモデルが並立する状況にある。これらについては、本研究成果を踏まえつつ、今後、その知見を応用しつつ検討を加えていく必要がある興味深い課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

和田仁孝、コンフリクト社会と紛争解決システム、都市問題、無、100 巻 2 号、2009、80-88 ページ

和田仁孝、変容する法律家像：応答の専門性の構築へ向けて、THINK、無、108 号、2010、1-27

〔学会発表〕(計1件)

和田仁孝、Influence of Legal Culture in
Judicial Reform in Japan、Focus Asia、2010
年3月30日、Lund、Sweden

〔図書〕(計4件)

和田仁孝、他、ADR：理論と実践、有斐閣、
2007、160

和田仁孝、他、ADR認証制度、三協法規出
版、2008、242

和田仁孝、他、医療事故対応の実践、三協法
規出版、2009、318

和田仁孝、他、土地家屋調査士の業務と制度、
三省堂、2010、408

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田仁孝 (WADA YOSHITAKA)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：80183127